

2015年(平成27年)8月20日 木曜日

Q 従業員を採用する際に身元保証人を求めています。従業員の不正行為により、会社が損害を被った場合、身元保証人に損害の全額を請求できますか。

A 従業員を採用する際に身元保証人を立ててもらい、身元保証人との間に身元保証契約を締結することがあります。この身元保証人の責任は、身元保証人が従業員を直接監督できないことから、重い責任を負うことのないように「身元保証二関スル法律」によって制限されています。

法律あれこれ

この法律は強行規定であり、これに反する特約で身元保証人に不利益なものは無効になります。具体的には、身元保証期間は期間を定めなかった場合は3年、期間を定めた場合でも5年を超えることはできません。更新をすることはありませんが、その期間も更新から5年を超えることは

従業員的身元保証人に損害請求 監督の過失など総合的に考慮

できません。なお、自動更新の特約をしても無効で、更新する際にはあらためて合意をしなければなりません。

また、従業員が不適任であるために、身元保証人に責任が生じる可能性がある場合や従業員の任務が変更され、身元保証人の責任が重くなった場合には使用者は身元保証人に通知をしなければなりません。身元保証人がこの通知を受けたとき、身元保証契約を解除することができます。

従業員が不正行為などを行い、身元保証人が責任を負わなければならない場合でも、使用者の監督における過失の有無や従業員の任務の内容など一切の事情を総合的に考慮し、身元保証人の賠償金額が定められます。

使用者の監督が不十分であった場合や、先ほどの通知義務を怠った場合には身元保証人に損害の全額を請求することはできず、身元保証人の責任額は軽減される可能性が高くなります。

(弁護士 松田健太郎)